

水 先 約 款



平成 23 年 9 月 1 日
東京湾水先区水先人会

東京湾水先区水先人会

水先約款

第1章 総則

(本約款の適用)

第1条 水先人の締結する水先に関する契約については、この約款の定めるところによる。

2. この約款に定めていない事項については、法令及び慣習による。

(水先人の地位)

第2条 水先人は、船舶交通の安全を図り、あわせて船舶の運航能率の増進に資するため、船長に助言する者としての資格において、水先業務に誠実に従事するものであり、安全運航に対する船長の権限及びその責任は、水先人の乗船によって変更されるものではない。

第2章 水先の引受け

(申込み期限)

第3条 水先を求めようとする者は、水先開始予定時刻の24時間前までに申し込むことを原則とする。ただし、京浜港東京区の港内業務については、水先開始予定時刻の前日の正午までに申し込むことを原則とする。

(申込み方法)

第4条 水先を求めようとする者は、書面、電話又はその他確実な方法によって東京湾水先区水先人会合同事務所（本部事務所）に申し込むものとする。ただし、京浜港横浜区及び川崎区にあっては夫々の港湾局を、木更津港にあっては日鐵物流君津株式会社 港湾管理室を経由するものとする。

2. 前項の申込みをするときは、船名、総トン数、全長、喫水、多層甲板船該当の有無、船舶所有者（水先法第3条）の氏名又は名称及び住所、輸出免税等（消費税法）該当の有無、速力、積荷の種類、水先開始予定時刻、水先区間、検疫の要否その他必要事項を通知するものとする。ただし、トン数証書に二組のトン数を表示する船舶並びに船舶積量互

認条規を締結していない国の船舶で、トン数証書には一組のトン数を表示し、荷主又は船主の都合によりその都度表示トン数を変更する船舶にあっては、大きい方の総トン数をもって水先法に定める総トン数とみなす。

3. 船舶が特殊な状態にある場合には、前条の規定にかかわらず3日前までに必要事項を通知するものとする。

(申込みの変更又は取消し)

第5条 水先の申込みの変更又は取消しをしようとする者は、港内業務にあっては、水先開始予定時刻の2時間前までに、航行業務にあっては、水先開始予定時刻の3時間前までに通知しなければならない。

(水先の制限)

第6条 水先人は、次に掲げる場合には、水先をしないことがある。

- (1) 船舶の堪航能力が不十分であるとき。
- (2) 天候、本船の状態、積荷の種類又は水路等の状況に照らし、運航に危険のおそれがあるとき。
- (3) 水先船の航行に危険のおそれがあるとき。
- (4) 水先人の乗下船に対する安全施設が不備であるとき。
- (5) 水先人の業務執行に際し、身体及び生命に危険のおそれがあるとき。
- (6) 船舶の出入港又は港内移動に関する港長の許可がないとき。
- (7) 水先料の支払いが、正当な事由なく遅延している船舶所有者又はその代理人から水先の求めを受けたとき。
- (8) その他やむを得ない事由があるとき。

(大型船の水先)

第7条 水先人は、運航の安全を期するため、次の場合には、船長又は船舶所有者と協議の上他の水先人を同時に乗船させることができる。

- (1) 航行業務の場合において、原則としてLNG運搬船であって総トン数8万トン以上若しくは貨物槽容積13万m³以上のいずれかを水先する場合
- (2) 港内業務の場合において、原則として総トン数7万トン以上の入港船（出港時を除く）を水先する場合
- (3) 航行・港内業務いずれの場合においても、特殊な状況における船舶を水先する場合

(研修中の水先)

第8条 水先人は、知識及び技能の向上を図り、かつ、運航の安全を期するため、東京湾水先区水先人会が行う研修中に水先をする場合には、船

長又は船舶所有者と協議の上他の水先人を同時に乗船させ、共同で水先をすることができる。

(水先の引受けの解除)

第9条 水先人は、次に掲げる場合には、船長又は船舶所有者に対する通知をもって、この水先契約を解除することができる。

- (1) 水先開始予定時刻の変更により、他の利用者に対する業務の提供に支障が生じたとき。
- (2) 気象若しくは海象の状況又は水域事情等が水先要請の受付時点と著しく変化したとき。
- (3) 水先人に疾病若しくは災害が生じたとき。
- (4) 水先人が急遽、東京湾水先人会若しくは日本水先人会連合会の会務に従事しなければならないとき。
- (5) その他やむを得ない事情が生じたとき。

第3章 水 先

(水先の引継ぎ場所)

第10条 水先人は、別表に掲げる船舶の水先を行うときは、当該船舶毎に同表に定める場所において水先の引継ぎを行うものとする。

(乗下船の安全措置)

第10条の2 船長は、水先人の水先船からの乗船又は下船に際しては、風下舷側をつくり、適度に速力を減じ、又は機関を停止するなど水先人及び水先船の安全に対し留意するものとする。

2. 船長は、水先人用はしご等については、1974年年の海上における人命の安全のための国際条約第5章第23規則の規定を遵守するとともに、水先人用はしごの最下段の階段が水先船に達する適當な高さになるよう取り付け、長すぎて海面に達することのないよう特に留意するものとする。
3. 船長は水先人の乗下船に際して水先人が転落等の事故に遭遇した場合、その救助及び手当に必要な手段を尽くし、かつ、当該水先人又はその代理人から要請があった場合には、事故を証明する書類の作成に応じるものとする。

(船長の通知事項)

第11条 船長は、水先人が乗船したときは、当該船舶の総トン数、喫水、長さ、機関の種類、速力、航海計器の現状及び操舵の良否その他必要な事項

を水先人に通知するものとする。

(船長の協力義務)

第 12 条 船長は、水先人の操船上の助言が確実かつ迅速に実行されているか否かを常に監督するものとする。

2. 船長は、見張りを厳重に行い、港内又は特殊な水域航行中は適当な場所に見張員を配置し（レーダーを装備する船舶にあっては、これを活用する。）異常を認めたときは速やかに水先人に通知するものとする。
3. 船長は、常に機関及び錨を使用できるようにしておくものとする。
4. 船長は、水先人が業務を安全に遂行するため、引船の使用その他について水先人の要求に対して協力するものとする。

(船長の便宜供与)

第 13 条 船長は、水先人の求めに応じて、休養施設その他必要な便宜を水先人に供与するものとする。

2. 船長は、水先人が水先修業生を帯同する場合、その水先修業生に対し、水先人と同等の便宜を供与するものとする。

(水先人の連行)

第 14 条 船長は、正当な理由がある場合のほか、水先人を水先区域外に伴わないものとする。ただし、やむを得ず連行する場合は、東京湾水先区水先人会合同事務所にその理由を付して速やかに通報し、かつ、水先人に対し、適当な便宜と待遇を供与するものとする。

第 4 章 水 先 料

(水先証明書)

第 15 条 船長は、水先人が業務を終了したときは、水先人の提示する水先証明書に所定事項を記入して、署名するものとする。

(水先料の額)

第 16 条 水先料の額は、水先法第 46 条第 4 項の規定により国土交通大臣に届け出た額とする。

(水先料の支払い)

第 17 条 水先料は、請求の日から起算して 1 か月以内に、現金又は小切手をもって支払うものとする。

2. 水先人は、正当な事由なく水先料の支払いを期限内に得られないときには、次に掲げる措置を取ることができる。

(1) 船舶所有者又はその代理人に対し、支払いを催告する。

- (2) 上記催告にもかかわらず、なお支払いがないときは、その後の水先の求めに対し、水先業務終了後の即時払い（従前の未払い額を含む。）を要求する。
- (3) 水先人は上記即時払いを要求する際、その支払いの確保について必要な措置（支払い確約書又は相当の担保の提供）を講ずることを求める。
- (4) 船舶所有者又はその代理人が、(2) 及び (3) の要求に応じない場合には、第 6 条 (7) の規定により水先を拒否する。

第 5 章 補 償

(取 消 料)

第 18 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、取消料として 21,600 円の 100 分の 105 に相当する額（消費税等が免税となる場合は 21,600 円）を申し受ける。

- (1) 水先人が水先の求めに応じて、東京湾水先区水先人会合同事務所を出発した後、取消しのあったとき。
 - (2) 水先人が水先の求めに応じて当該船舶におもむいた場合において、船長が正当な事由なく水先を拒否したとき。
 - (3) 午前零時から午前 6 時までの間に水先を開始する予定船舶について、前日の午後 11 時以後において取消しのあったとき。
2. 前項 (1) 及び (2) の場合、東京湾水先区水先人会合同事務所を出発した時刻が午後 5 時から翌日の午前 8 時までの間にあるときの取消料は、前項の取消料の 100 分の 150 に相当する額とする。

(区域外連行)

第 19 条 水先人が、水先区域外に連行された場合は、水先人の帰還に要する旅費その他必要経費の 100 分の 105 に相当する額（消費税等が免税となる場合は水先人の帰還に要する旅費その他必要経費に相当する額）を申し受ける。ただし、水先人の責に帰すべき事由によって連行された場合はこの限りでない。

(その他の補償)

第 20 条 船側の責に帰すべき事由によってこうむった水先船その他の物件又は水先人、水先修業生その他水先業務関係者の身体、生命若しくは所持品の損害については、それぞれの損害の補償を申し受ける。

2. 水先人が当該船舶の検疫の結果、船内又は検疫所等に収容された場合は、必要経費の 100 分の 105 に相当する額（消費税等が免税となる場合は必要経費に相当する額）を申し受ける。

（免責）

第 21 条 船長又は船舶所有者は、水先人に水先をさせた場合において、水先人の業務上の過失により、当該船舶、船長、船員又は第三者に生じた損害については、水先人の責任を問わない。この場合において、水先人は、当該船舶に関して支払われるべき水先料の全額を船長又は船舶所有者に請求しないものとする。

2. 船長又は船舶所有者は、水先人の業務上の過失に基づく責任について、第三者が直接水先人に対して提起した訴訟その他の請求の結果生じた水先人の第三者に対する債務のうち、当該船舶に関して水先人に支払われ、又は支払われるべき水先料の全額を超える部分については、水先人にこれを補償する。ただし、船長又は船舶所有者は、自ら第三者に賠償しなければならない場合において、法令により船舶所有者の第三者に対する賠償責任を制限することができる場合には、この補償金の額をその制限の範囲内（船長又は船舶所有者が直接第三者に賠償として支払った金額がある場合は、これを控除した額の範囲内）に制限することができる。
3. 前二項は、水先人の故意又は重大な過失に基づく責任については、適用しないものとする。

（改正施行 平成 23 年 9 月 1 日）

別表（第10条関係）

1. 東京湾内各港のバースに入る船舶であって、乗り継ぎが必要なものについての引継ぎ場所。
 - (1) 京浜港東京区
東京沖灯浮標から 0 度 1. 0 浬の地点（パイロット・ステーション）を中心とする半径 1. 5 浬の円内の海面。
 - (2) 京浜港川崎区川崎航路及び扇島東水路出入り口
第 1 号灯標から 125 度 1 浬の地点を中心とする半径 1 浬の円内の海面。
ただし、大型船は第 1 号灯標から 170 度 2.5 浬の地点を中心とする半径 1 浬の円内の海面。
 - (3) 京浜港川崎区扇島西水路
第 1 号灯浮標から 125 度 1 浬の地点を中心とする半径 1 浬の円内の海面。
 - (4) 京浜港横浜区鶴見航路
横浜大黒防波堤東灯台から 120 度 2 浬の地点を中心とする半径 1 浬の円内の海面。
 - (5) 京浜港横浜区横浜航路及び日産本牧ふとう方面のバース
第 1 号灯標から 145 度 1.5 浬の地点を中心とする半径 1 浬の円内の海面。
 - (6) 京浜港横浜区根岸水路及び第 5 区
第 1 号灯浮標から 125 度 1 浬の地点を中心とする半径 1 浬の円内の海面。
 - (7) 千葉港千葉、市原、姉崎、椎津航路
港口第 1 号灯標を中心とする半径 1 浬の円内の海面。
 - (8) 千葉港船橋水路
第 1 号灯浮標から 220 度 1 浬の地点を中心とする半径 1 浬の円内の海面。
 - (9) 千葉港、北袖、南袖水路及び東京ガス LNG バース
京葉シーバースの南西端から 250 度 1.5 浬の地点を中心とする半径 1 浬の円内の海面。
 - (10) 千葉港京葉シーバース
京葉シーバースの南西端から 250 度 2 浬の地点を中心とする半径 1 浬の円内の海面。
 - (11) 木更津港木更津航路及び君津水路
港口第 2 号灯標を中心とする半径 1 浬の円内にて中ノ瀬航路及び木更津航路を除く海面。
 - (12) 木更津港富津航路
中ノ瀬航路第 6 号灯標を中心とする半径 1 浬の円内にて中ノ瀬航路を除く東側海面。
2. 東京湾内各港のバースより出る船舶であって、乗り継ぎが必要なものについての引継ぎ場所。
各港航路又は水路の出口付近
3. 前 1 及び 2 の基準は、航路又は水路付近における停泊船或は行会い船の状況、本船船型の大小、喫水の深浅及び天候の状況などにより変更することがある。